

郵政民営化委員会（第20回）議事要旨

日時：平成19年2月20日（火） 13：30～15：25

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名のうち、4名出席。富山委員欠席）

○ 議題1として、前回に引き続き、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（以下「所見」）に対する意見についての審議が行われた。

今回は、社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会、社団法人日本損害保険代理業協会在日米国商工会議所の4団体からのヒアリングを実施した。

○ まず、社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会、社団法人日本損害保険代理業協会から、それぞれ資料2-1、資料2-2、資料2-3をもとに、

- ・所見において、肥大化したバランスシートの規模の縮小の必要性が言及されたことは評価する。
- ・「政府サポートに対する期待」等の競争上の優位性が解消されるまでは、公正な競争条件が確保されていないことから、新規業務は認められるべきではない。
- ・利益還元の公平性及び透明性の確保の観点から、新・旧契約間での区分経理の実施、管理機構等による日本郵政公社と同等のディスクロージャー等がなされるべき。（以上、生命保険協会）
- ・国家インフラとして築き上げた巨大な規模や全国的なネットワーク等に基づいた簡保のビジネスモデルには競争力がある。また、日本郵政株式会社を通じた政府出資が残存する間に「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションを払拭することは困難である。（全国生命保険労働組合連合会）
- ・郵便局株式会社の運営にあたっては、私的自治の原則下における経済合理性に基づく判断によるだけでなく、郵政民営化法第92条の遵守、すなわち「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮」しているかどうかの判断によることが必須であり、郵政民営化委員会はこの遵守状況を十分に監視していくべき。（日本損害保険代理業協会）

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは

- ・生命保険事業についても、損害保険代理業についても、古いビジネスに拘らず、郵政民営化についてもチャンスと捉え、郵政と協力していくような取組も考えるべきではないか。
- ・「暗黙の政府保証」に関しての意見は、新契約についての利用者のパーセプションを問題としたものか、旧契約の政府保証との関係を問題としたものか。（←「前者。後者については、管理機構と郵便保険会社との再保険契約の公平性・透明性の確保という観点での課題がある」との回答あり）
- ・対等な競争条件の確保については、委員会として今後もしっかり対応していく。

等の発言があった。

- 続いて、在日米国商工会議所からは、資料2-4に沿って、
 - ・所見において、郵政民営化法第2条等における「対等な競争条件の確保」の原則に全く触れられていないことは遺憾であり、対等な競争条件をもたらす実効性のある規制の枠組みを確立すべき。
 - ・また、所見では、OECD、IMF等が提唱する国営企業民営化に関するベストプラクティスや、国際通商協定であるGATSにおける日本の義務が無視されているのではないか。

等の意見が述べられた。

これに対し、委員からは、

- ・「対等な競争条件の確保」については、所見全体がそのための記述である。
- ・GATSで求められている内国民待遇については、世界的に通用する解釈を踏まえた上で今後もチェックしていく。
- ・世界的にみてもこれまで例のない規模の公的金融機関の民営化を実施していくのであるから、他国のベストプラクティスをそのまま学ぶのみではなく、国民の便益の改善、対等な競争条件の確保を含めた民間金融秩序への融解、金融二社の株式完全処分といった観点から、我が国独自の工夫が必要。

等の発言があった。

- ヒアリングを実施した団体の意見も含め、意見募集において提出された意見に対しては、月内を目途として、委員会の考え方をとりまとめ、公表することとなった。とりまとめは、今回及び前回会合におけるヒアリングでの議論や、委員会のこれまでの考え方に則って、委員長に一任することとなった。

- 次に、議題2として、先般、内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣から当委員会に対して要請のあった、「実施計画の骨格に対する当委員会の所見における留意事項のフォローアップ等」についての調査審議の第一ステップとして、事務局より実施計画に関する法令等について説明があった。

- 次回委員会は、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があるのでに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。